

特別支援学校の教員になるには

匿名

I 特別支援学校って?

皆さんは、居住地の例えば、〇〇市立〇〇小学校、〇〇市立〇〇中学校、又は私立の学校に通学されていたと思います。法律に定める学校には、皆さんが通学された地域の学校の他に特別支援学校もあります。

II 特別支援学校に通学している児童生徒は?

何らかの障害をもっている児童生徒が、地域の学校に行かず特別支援学校に通学しています。もちろん地域の学校に通学されている児童生徒もいます。

III 特別支援学校の先生って?

私が、勤務している特別支援学校を例にします。小学部(小学校)1年~高等部(高校)3年の知的障害者の児童生徒が、スクールバスで通学しています。ひとクラスの児童生徒数は6~8人で、担任が2~3人います。ほとんどの学習をチームティーチングで行い、一授業に複数の先生が指導に入っています。先生は、児童生徒に学習を教えるだけでなく、自立を目標に日常生活に必要な力をつけさせるため、靴の

履き替え・着替え・排泄指導・給食指導・歯磨き指導などもしています。

どの指導においても家庭との連携が大切で、毎日、連絡帳にて家庭や学校での様子・連絡事項を保護者と伝え合っています。

また、クラスの仕事や授業以外にも学校の係の仕事もあります。放課後は、それらに関連した会議や授業準備などを行っています。

IV 学校の先生(教員)になるには、教員免許状が必要です。

教員免許状を取得するためには、原則として大学等において学士の学位等の基礎資格を得るとともに、教職課程において所定の単位を修得することが必要です。教員免許状取得を目指すより友だちより単位(授業)を多く取ることになり大変だと思いますが、教員になりたいと思う志を全うしてほしいです。

特別支援学校の教員は、小学校・中学校・高等学校又は幼稚園の教員の免許状のほかに、特別支援学校の教員の免許状を取得することが原則となっています。となると2種類の教員免許状を取得しなければならないので、忙しい大学生生活を送ることになるでしょう。毎年、教育実習生が本校に来ていますが、春は小学校での教育実習、秋は本校にて教育実習をする方がいます。

V 特別支援学校で先生(教員)として働くには?

夏期に各都道府県で行われる教員採用試験に合格して教諭として採用され勤務するか、教育委員会に講師登録をして依頼を受けて講師として勤めることができます。

講師には、他の学校の教員免許状を取得しているが、特別支援学校教員免許状を持っていない方もいます。学校生活を児童生徒と共に過ごす中で特別支援学校の教員になりたいと思うようになり、特別支援学校教員免許状の取得を目指す方もいます。

VI 特別支援学校の教員の免許状取得方法

検索すると一種免許状(大学卒業程度)が取得できる国公私立大学の学部は、180学部ありました。主に文学部、教育学部、社会福祉学部、特別支援教育特別専攻科等で取得できます。二種免許状(短期大学卒業程度)が取得できるのは、私立の2大学2学部です。専修免許状(大学院修士課程卒業程度)は、国公私立大学の75学部で取得できます。

現職の教員等がすでに所有している免許状を基にして、一定の在職年数と単位取得によって上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教育課程よらずに必要な単位を取得する方法も開かれており、免許法認定講習・公開講座・通信教育はこのために設けられている制度です。

(文部科学省 免許法認定講習・公開講座・通信教育より一部抜粋)

